

令和3年度 十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金

移住・定住の促進を図るため、本市へ転入し住宅を取得・改修する方を支援します。

移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」では、移住支援制度のほか、暮らしの情報、移住者のインタビューなどを掲載しています。



申請書類のダウンロードはこちらから！
もっと詳しく知りたいなら、WEBをチェック！
移住に関するご質問も受け付けています。

十和田市 移住 日々コレ 検索



【お問い合わせ】 十和田市役所 政策財政課 〒034-8615 十和田市西十二番町 6 番 1 号
TEL : 0176-51-6712 FAX : 0176-24-9616
E-Mail : seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

1. 補助金の内容

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
新築住宅の建築費・購入費	建築費・購入費の 10%	100 万円
中古住宅の購入費 [※]	購入費の 50%	50 万円
中古住宅の改修費 [※]	改修費の 50%	50 万円

※ 中古住宅の購入費と改修費の補助金は併用できません

● 下記に該当する世帯は補助金を上乗せ交付します

世帯区分		上乗せ補助金額
若年者世帯 又は若年夫婦世帯	申請者本人が 40 歳未満の世帯 又は夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯	10 万円
子育て世帯	妊婦又は 18 歳未満の子がいる世帯	10 万円 (妊婦又は子 1 人につき)
三世帯同居世帯	妊婦又は 18 歳未満の子と 夫婦いずれかの親がいる世帯	10 万円

※ 年齢の判定日は、令和3年4月1日となります

新築住宅を購入し、十和田市に転入するAさんファミリーの場合

夫と妻（ともに 38 歳）、息子と娘（12 歳と 6 歳）、おじいちゃんとおばあちゃん【6 人家族】

☑ 新築住宅価格（1000 万円以上）	=	100 万円
☑ 若者夫婦世帯（夫婦が 40 歳未満）	=	10 万円
☑ 子育て世帯（18 歳未満の子 2 人）	=	20 万円
☑ 三世帯同居世帯（子・親と同居）	=	10 万円
補助金額	=	140 万円



2. 補助対象者

① A・B のいずれかに該当すること

A:**新築住宅の場合**、平成 29 年 4 月 1 日以降に上十三・十和田湖広域定住自立圏外から転入し、令和 4 年 3 月 31 日までに補助対象住宅に居住すること

B:**中古住宅の場合**、平成 29 年 4 月 1 日以降に市外から転入し、令和 4 年 3 月 31 日までに補助対象住宅に居住すること

② 入居の日から 5 年以上継続して補助対象住宅に居住をすること

③ 市町村税に滞納がないこと

④ 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く）

⑤ 十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと

上十三・十和田湖広域定住自立圏とは十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

3. 補助対象住宅

人の居住を目的として建築された住宅であること

※ 新築住宅は、検査済証の交付から 1 年を経過していないもの

4. 補助の要件

① 住宅の新築・購入の場合

・令和 4 年 3 月 31 日までに、申請者又は配偶者いずれかの名義で所有権保存の登記をするもの

※ 共有名義の場合は、申請者又は配偶者いずれかの持分が 2 分の 1 以上であること

・個人間売買（仲介業者を介さない当事者同士による取引）でないこと

② 住宅の改修の場合

・十和田市に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者が請け負うもの

・工事内容が備品購入（エアコン、照明器具、家具等の購入）や外構工事（塀、カーポート等の住宅本体から独立した部分の工事）でないこと

※ 改修着工前の状況を確認するため、「改修前の現況を確認できる写真」が必要となります

5. 注意事項

① 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請は早めにお済ませください。

② 令和 3 年 3 月 31 日以前に補助対象住宅への入居と工事・支払が完了した事業は対象外です。

③ 申請者又は配偶者が、十和田市職員（消防、中央病院などを含む）の方は対象外です。

④ 補助金の交付回数は、世帯に対して 1 回限りです。

⑤ 「十和田市青年就農者移住・定住支援事業」との併用はできません。

⑥ 要件を満たさない、手続きが完了しない場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。

⑦ 補助金額の返還を命じる場合があります。

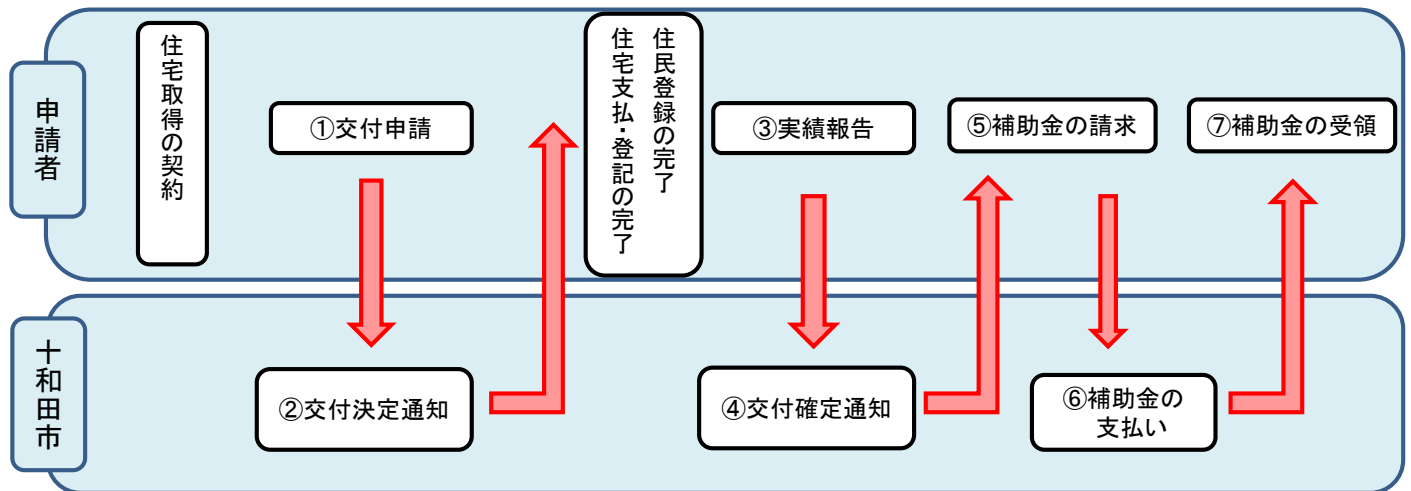
・偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

・入居した日から 5 年未満で住宅を貸与や売却、全員が転居したとき（天災等の場合を除く）

6. 補助金申請の流れ

● 住宅の新築・購入の場合

契約締結後、速やかに「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、令和4年3月31日までに必ず「③実績報告」を行ってください。



「①交付申請」に必要となる書類（住宅の新築・購入）

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅に居住する者全員の本市への転入前の在住地が分かる住民票（続柄を記載したもの）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) 工事請負契約書（売買契約書）及び 補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書など）
- (5) 住宅の案内図、平面図
- (6) 債権者登録申請書(様式第3号)
- (7) 母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し（妊婦を擁する世帯の場合）

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・「①交付申請」時に、本市に転入している方 → (2)住民票は必要ありません
- ・令和3年1月1日以前に、本市に転入した方
→ (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類は必要ありません

「③実績報告」に必要となる書類（住宅の新築・購入）（令和4年3月31日まで）

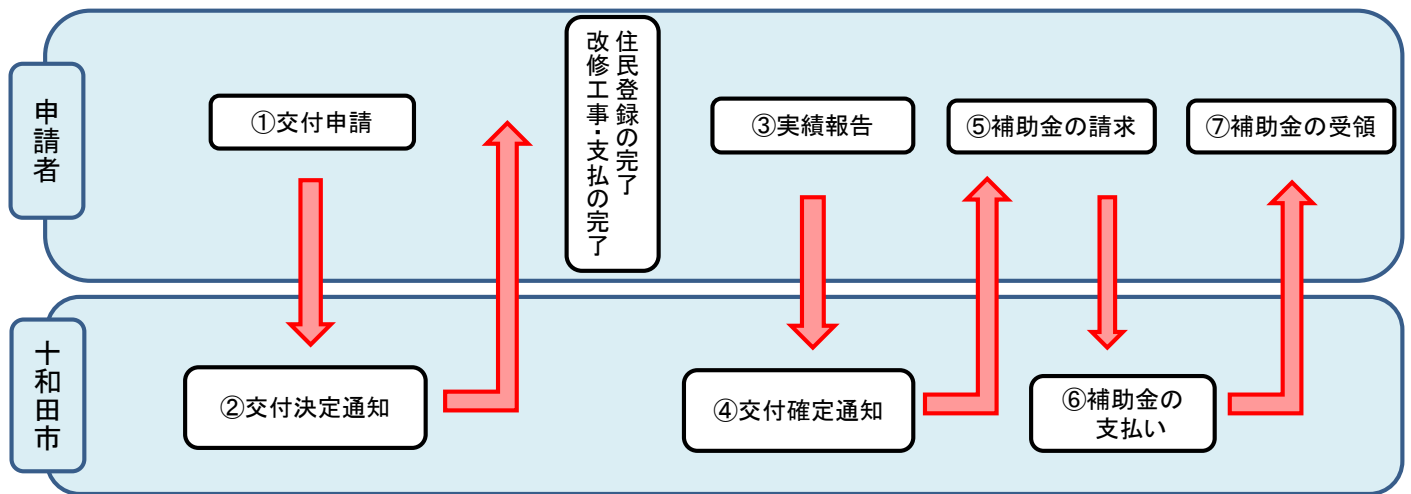
- (1) 住宅に居住する者の全員の住民票（続柄を記載したもの） → 【十和田市での住民登録が完了】
- (2) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費領収書の写しなど） → 【町内会加入が完了】
- (3) 検査済証の写し → 【指定検査機関の検査が完了】
- (4) 住宅の所有権保存の登記が行われることを証する書類（登記事項証明書の写しなど）
→ 【住宅の所有権保存の登記が完了】
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書など） 及び その内訳が分かる書類（清算書など）
→ 【支払いが完了】
- (6) 住宅の全景写真（紙への印刷も可）
- (7) 居住地確認同意書（様式第9号）
- (8) 債権者登録申請書(様式第3号)（申請時から住所・口座に変更が生じた場合）

「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・(1) 住民票（「①交付申請」時に、同意書を提出した方でも住所が変更となった場合は再提出ください）

● 住宅の改修の場合

改修工事内容の決定後、速やかに「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、令和4年3月31日までに必ず「③実績報告」を行ってください。



「①交付申請」に必要な書類（住宅の改修）

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅に居住する者全員の本市への転入前の在住地が分かる住民票（続柄を記載したもの）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書など）
- (5) 住宅の案内図、平面図
- (6) 改修前の現況を確認できる写真（紙への印刷も可）
- (7) 債権者登録申請書(様式第3号)
- (8) 母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し（妊婦を擁する世帯の場合）

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・「①交付申請」時に、本市に転入している方 → (2)住民票は必要ありません
- ・令和3年1月1日以前に、本市に転入した方
→ (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類は必要ありません

「③実績報告」に必要な書類（住宅の改修）（令和4年3月31日まで）

- (1) 住宅に居住する者の全員の住民票（続柄を記載したもの） → 【十和田市での住民登録が完了】
- (2) 町内会に加入したことを証する書類（町内会費領収書の写し、町内会加入証明書など）
→ 【町内会加入が完了】
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書など） 及び その内訳が分かる書類（清算書など）
→ 【支払いが完了】
- (4) 改修後の状況を確認できる写真（紙への印刷も可） → 【改修が完了】
- (5) 居住地確認同意書（様式第9号）
- (6) 債権者登録申請書(様式第3号)（申請時から住所・口座に変更が生じた場合）

「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・(1) 住民票（「①交付申請」時に、同意書を提出した方でも住所が変更となった場合は再提出ください）